

使用料及び減免・還付等一覧表

◎施設基本使用料

区分					使用料の額（円）			
					午前	午後	1日	夜間
未 広 野 球 場	グラウンド	アマチュア スポーツ	入場料 徴収無	高校生以下	1時間につき		900	
				一般	1時間につき		1,600	
			入場料 徴収有	高校生以下	1時間につき		2,800	
				一般	1時間につき		7,900	
		プロスポーツ				1時間につき		47,100
	室内練習場	個人	高校生以下		1回につき		100	
			一般		1回につき		200	
		専用	アマチュアスポーツ		1時間につき		1,000	
			プロスポーツ		1時間につき		10,500	
			スポーツ以外		1時間につき		6,300	
	その他	会議室			1時間につき		600	
		大会本部室			1時間につき		900	

備考

- この表において「1回」とは、2時間とする。
- この表において使用料の額の単位を1時間とするものについて、使用時間が1時間に満たない場合は1時間とし、当該使用時間が1時間を超える場合において、1時間未満の端数があるときは、当該端数時間は1時間に切り上げる。
- 本市に住所を有しないものが使用する場合の使用料の額は、基本使用料の額の5割に相当する額を加算した額とする。ただし、個人使用の場合は除く。
- 使用者が、入場料等を徴収する場合、その額が1,000円を超えるものについての使用料の額は、当該基本使用料の額に次の定める割合を乗じて得た額を加算する。
 - 入場料等1,000円を超え2,000円までを徴収するもの 5割
 - 入場料等2,000円を超えて徴収するもの 10割
- 未広野球場グラウンド使用の場合は、室内練習場、大会本部室、ブルペンを含む。

◎附属設備等使用料

区分				単位	使用料の額（円）
未 広 野 球 場	放送設備			1 式 1 回につき	2,100
	スコアボード			1 式 1 時間につき	1,500
				得点表示部のみ 1 時間につき	300
	夜間 照明	アマチュア スポーツ	入場料 徴収無	全灯 1 時間につき	13,200
				4 分の 3 灯 1 時間につき	9,900
				2 分の 1 灯 1 時間につき	6,600
				3 分の 1 灯 1 時間につき	4,400
			入場料 徴収有	全灯 1 時間につき	19,800
				4 分の 3 灯 1 時間につき	14,800
				2 分の 1 灯 1 時間につき	9,900
				3 分の 1 灯 1 時間につき	6,600
		プロスポーツ		1 時間につき	66,000
	冷暖房	大会本部室		1 時間につき	300
		その他		1 時間につき	200
	いす			1 脚 1 回につき	50
	机			1 脚 1 回につき	100
	移動式放送設備			1 式 1 回につき	1,000
シャワー（プールを除く。）			5 分につき	100	
テント			1 張 1 回につき	1,000	

備考 1 この表において「1 回」とは、1 日（夜間を含む。）を限度とする。

2 この表において使用料の単位を 1 時間とするものについて、使用時間が 1 時間に満たない場合は 1 時間とし、当該使用時間が 1 時間を超える場合において、1 時間未満の端数があるときは、当該端数時間は 1 時間に切り上げる。

◎附属体育器具等使用料

区分		単位	使用料の額（円）
小松運動公園	フットサル用ゴール・ネット	1 組 1 回につき	500
	ハンドボール用ゴール・ネット	1 組 1 回につき	500
	卓球台	1 台 1 回につき	200
	体操器具	1 種目 1 回につき	500
	トランポリン	1 台 1 回につき	500

備考 この表において「1 回」とは、1 日（夜間を含む。）を限度とする。

◎使用料の減免及び還付

- 1 使用料の減免については、次の各号に該当する場合において適用する。算出した使用料の額に、10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(1) 専用使用のとき（附属設備及び附属体育器具等使用料は含まない。）

区分	減免率
市又は市立学校が体育及びスポーツの振興を図る目的で直接使用するとき。 （附属設備及び附属体育器具等使用料を含む。）	100%
市、市内の学校、幼稚園、保育所又は学校教育関係が直接使用するとき。	50%
市スポーツ協会又は市内の社会教育団体が使用するとき。	30%
市が共催するとき。	30%
市が後援するとき。	20%
準備又はリハーサルに使用するとき。	40%

※減免の適用が2つ以上の区分に該当する場合は、割引率の高い方1つを適用する。

(2) 心身障害者及び精神障害者が、所持する障害者手帳等を提示して利用するときは、施設使用料の3分の2を減免する。

- 2 使用料を還付する場合及びその割合については、次表のとおりとする。

区分	還付率
①施設の管理の都合により施設を使用させることができなくなった場合	100%
②風水害、火災その他の災害により施設を使用することができなくなった場合	100%
③使用日の2ヶ月前までに取消しを届け出た場合	90%
④使用日の1ヶ月前までに取消しを届け出た場合	80%
⑤使用日の1週間前までに取消しを届け出た場合	50%
⑥雨天の予備会場として申請し、当日使用の必要がなく使用しなかった場合	50%

※③、④の規定は、使用の承認を受けた使用日時及び施設について変更する場合にも準用する。